

目 次

まえがき	1
序言 沖縄語の歴史的研究の現状	6
第一章 沖縄語ハングル資料の研究	13
第一節 『海東諸国紀』「語音翻訳」の沖縄語	14
第二節 『漂海録』「言語」の沖縄語	62
第二章 沖縄語漢字資料の研究	109
第一節 「琉球館訳語」の沖縄語	110
第二節 その他の漢字資料の沖縄語	216
第三章 沖縄語アルファベット資料の研究	255
「クリフォード琉球語彙」の沖縄語	256
第四章 沖縄語仮名資料の研究	287
第一節 碑文記にみる沖縄語	288
第二節 「田名文書」にみる沖縄語	357
第三節 「琉球官話集」にみる沖縄語	383
第四節 仮名資料にみる沖縄語	412
第五章 沖縄語の通時的考察	421
第一節 音声・音韻史	422
第二節 音声・音韻史と文法史の交渉	494
(十九世紀沖縄語の動詞の成り立ち)	
第三節 三母音化、ハ行の子音、有声子音の前の鼻音	513
主要参考文献	526
付録 資 料	531
一、 「語音翻訳」索引	531
二、 「琉球館訳語」用字一覧	545
三、 朝鮮・中国資料対照琉球語彙	558
四、 「クリフォード琉球語彙」琉英配列語彙	651
五、 『漂海録』「言語」「琉球」語索引	716
あとがき	742
索 引	745

第一節 『海東諸国紀』「語音翻訳」の沖縄語

申叔舟著『海東諸国紀』（1471年）に後年（1501年）付載されたハングル資料「語音翻訳」を分析・研究することにより十五・六世紀の沖縄語の姿を考える。

1. 「語音翻訳」の成立、筆録者

「語音翻訳」の成立についてみる前に、その「本誌」とも言うべき『海東諸国紀』についてあらまし述べておく。ここに、簡潔にまとめられたものがあるので、それを引用する。

日本の地勢、国情、交聘往来の沿革、使臣館待礼接の細目を記録した本。1471年（成宗2年）に申叔舟が著わした。海東諸国とは、日本本国・九州・壱岐島・対馬島および琉球国の総称であり、この本著述当時の内容は、総図および日本本国図・西海道九州図・壱岐島図・対馬島図・琉球国図の6枚の地図、および日本国紀・琉球国紀・朝鮮聘接紀よりなっていた。その後二・三の追録がなされた。（中略）

現在、燕山君¹⁾（ヨンサングン）末中宗²⁾（チュンジョン）初の刊行本とされる、朝鮮史編輯会蔵本・東京大学蔵本・日本内閣文庫蔵本があり、仁祖³⁾（インジョ）初の刊行本と推測される東京文求堂蔵本が残っているが、1933年朝鮮史編輯会から朝鮮史料総刊の第二集として刊行された影印本が広く行われている。（李弘植編 大栄出版社 1976年5月15日発行『完璧 国史大事典』の「海東諸国紀」の項による）。

㊤ 1) 燕山君（李朝十代目の王。在位1494～1506）

2) 中宗（李朝十一代目の王。在位1506～1544）

3) 仁祖（李朝十六代目の王。在位1623～1649）

（主に「語音翻訳」に関して）知られているものとしては、次のようなものが

ある。

① 『南島方言資料』の巻末の付録

② 国書刊行会の昭和50年10月に復刻したもの

③ 東京大学史料編纂所「養安院本」版本

④ 『南島方言資料』の校異によってその内容の知られる文求堂本

⑤ 望月誼三氏校本

服部四郎「日本祖語について・7」（『月刊 言語』78年9月号）では、これらを順にA本・B本・C本・D本・E本と命名し、詳しい「校異」を示す（ただし、これが「校異」と言えるかどうかは疑問である。「写本」ならわかるが、同じ「板（版）」の「写り具合」の差は「校異」になじむかどうか。また、次の⑦に拠れば、①には「修正」があるという。④も同様の恐れがある）。

⑥ 『纂輯 日本譯語』所収のもの（②と同一版種）

⑦ 岩波文庫『海東諸国紀—朝鮮人の見た中世の日本と琉球—』

申叔舟著、田中健夫訳注（1991年12月）（③を底本とする）

⑦の次の記述は重要だと思われる。

「語音翻訳」は一九三三年朝鮮総督府による『海東諸国紀』の影印本（「朝鮮史料叢刊第二」と一九七五年の国書刊行会によるその影印（いずれも旧宗家蔵本、現韓国国史編纂委員会蔵本）のほかに東条操編『南島方言資料』刀江書院、一九三〇（内閣文庫蔵本の写真に修正をほどこしたもの）でも紹介されたが（これら三者は同じ板である）、『南島方言資料』にはさらに内閣文庫本と南波松太郎氏蔵本（旧文求堂蔵本。一六二九年、崇禎二年、仁祖七年再刊本）との異同が記されている。両者には各々誤りと思われる個所がある。（p.437-438）

「語音翻訳」の末尾には、「弘治十四年四月二十二日 啓下承文院」とある。弘治十四年は、西紀1501年にあたる。『海東諸国紀』の著者申叔舟は、1475年に満58歳でなくなっているから、この一事からしても「語音翻訳」は申叔舟とは関係なく成立したということがわかる（ちなみに、「啓下」とは王の裁可を